

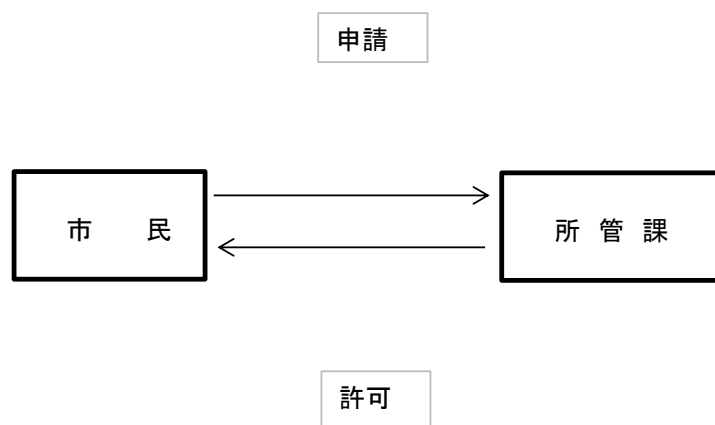
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 55

処 分 名	託児室の使用の許可	
処 分 の 概 要	松山市まちなか子育て・市民交流センター託児室の使用許可	
根 拠 法 令 名	松山市まちなか子育て・市民交流センター条例(平成23年12月26日条例第36号)	
条 項	第4条第2項	
所 管 課	保育・幼稚園課	
経由機関での処理期間	なし	
所管課での処理期間	即日	
標 準 処 理 期 間	計	即日
判 断 基 準	<p>松山市まちなか子育て・市民交流センター条例第4条第1項第1号に該当する施設の使用を申請した者で、第5条各号に該当しないことを基準とする。</p> <p>【根拠法令等】 松山市まちなか子育て・市民交流センター条例(平成23年12月26日条例第36号)</p> <p>(施設) 第4条 センターに、次の施設(以下単に「施設」という。)を置く。 (1) 託児室 (2) 多目的交流スペース 2 施設を使用しようとする者は、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。 3 市長は、前項の許可をするときは、管理上必要な条件を付けることができる。</p> <p>(使用許可の制限) 第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、施設の使用を許可しない。 (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。 (2) センター(附属設備、備品等を含む。第14条第2号及び第16条において同じ。)を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長がセンターの管理上支障があると認めるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。